令和８年度糸島市会計年度任用職員任用試験案内
【障がい者ケース対応相談業務】

１　任用予定　　１人

２　任用期間　　任用の日～令和９年３月 31 日

３　受験資格

（１）年間を通して職務に従事できる人

（２）次のいずれかに該当する人は、受験できません

①地方公務員法第 16 条の規定に該当する人

・（拘禁刑）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

・糸島市において懲戒免職の処分を受け、その処分の日から２年を経過しない人

・日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

②日本国籍を有しない人で、法令により就職が制限される在留資格の人

４　職務内容

（１）障がい者の権利擁護（虐待、成年後見等）に関する業務

（２）その他障がいに関するケース対応業務

５　要件

次の（１）から（４）の全ての要件を満たす人

（１）社会福祉士、精神保健福祉士、保健師のいずれかの資格を有し、かつ、相談支援専門員である人

（２）地方公共団体または各種施設等で、保健および福祉に関する相談援助の業務に 2 年以上従事した経験がある人

（３）パソコン操作（ワード、エクセル）が可能な人

（４）普通自動車免許所持者

６　任用試験

（１）試験内容　　面接試験（口頭による面接試験を行います。）

（２）試験日時　　申込受付後、個別に調整します。
※試験開始時刻に遅れた場合は、受験できません。

（３）試験会場　　糸島市役所 会議室

７　申込方法

申込書と受験票に必要事項を記入し、６か月以内に撮影した写真(正面、無帽、無背景、縦４㎝×横３㎝)を貼付し、資格等(注)が確認できる書類の写し、運転免許証の写しを添えて、地域福祉課窓口に提出してください。(郵送をご希望の場合は、ご相談ください。)

受験申込の受付後は、申込書等の提出書類は一切返却しません。

(注) 社会福祉士、精神保健福祉士または保健師の免許証、かつ、相談支援専門員であることを示す研修終了証

８　申込受付期間など

（１）申込受付期間　　令和８年５月 14 日(木) ～ 任用が決定するまで　※土・日を除く

（２）申込受付時間　　９時 00 分～16 時 45 分　※受付は、毎月、月末締切（必着）

（３）書類が完備しているものに限り受け付けます。書類不備の場合は再提出となりますので、早めに提出してください。

９　合格発表等

（１）受験者への合否の通知(郵送)をもって発表に代えます。(毎月 10 日過ぎに発送予定)

（２）電話での合否の問い合わせには、いかなる場合も応じられません。

（３）合格した場合でも、都合により採用できないこともあります。

10 勤務条件など

（１）身　　分　　地方公務員法に規定する非常勤の一般職員(地方公務員)
※地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後１か月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。

（２）勤務場所　　糸島市役所 地域福祉課(糸島市前原西一丁目１番１号)

（３）勤務時間　　原則として９時から 17 時 15 分のうち７時間 15 分
(週 29 時間、週４日程度)

（４）報酬月額　　205,223 円程度
掲載している報酬月額は、初年度の報酬額です。

（５）手　　当　　【賞　　与】 年 4.65 月（在職期間などの条件あり）
【通勤手当】 通勤手段、日数および通勤距離などに応じて支給(上限あり)

（６）休暇制度　　年次有給休暇、各種休暇制度あり

（７）社会保障　　健康保険（共済組合）・厚生年金および雇用保険に加入します(自己負担あり)。

11 注意事項

（１）要件は、すべての項目を満たすこととします。

（２）合格者には合格発表後、勤務証明書などを提出していただきます。

（３）市役所の職員駐車場は、原則として新規の利用申し込みは受け付けておりません。

【申し込み・問合わせ先】　〒819-1192 糸島市前原西一丁目１番１号
糸島市 健康福祉部 地域福祉課 相談支援係
☎092(332)2073(直通)